



## 「人事・賃金制度等の見直し」に関する第二次解明交渉開催

### ▼事業本部間を跨ぐ線区の事故・災害時の指揮命令系統は？

- ・現行の本部、支社が所在する事業本部にエリア対策本部（仮称）を設置し、支社、本部が所在する事業本部の事業本部長が指揮命令の責任者となる。

### ▼事業本部間の異動発令はどのように示されるのか？事前通知は何日前までに示されるのか？

- ・「就業規則第29条」及び令和4年発出の通達「事前通知について」に基づいて異動の発令を行う。
- ・原則的には10日以上前に事前通知を行う。

### ▼事業本部内の「異動発令」及び「担務変更」はどのように示されるのか？

#### 事前通知は何日前までに示されるのか？

- ・事業本部が1つの職場となることから「発令」は行わない。
- ・本社業務執行部門の「新幹線本部」及び「モビリティ本部」は各部単位で「発令」する。
- ・事業本部内における「異動」及び「担務変更」は「業務内容の変更」として業務指揮権により勤務指定で行う。
- ・「業務内容変更」とは、新たな業務に就くことをいう。融合と連携により、個々の新たな業務の範囲は変わってくる。
- ・柔軟に「業務内容の変更」を行うため、これまでの「担務」という概念はなくなる。
- ・「業務内容の変更」を行う場合は、基本的に前々月の25日までに口頭にて伝える。
- ・指令業務など事業本部間を跨ぐ「兼務発令」は行う。

### ▼事業本部内の「業務内容の変更」の場合「休日の明示を変更する場合の取扱い」と

#### 「一旦指定した勤務及び休日等の取扱い」はどのようになるのか？

- ・事業本部内の「業務内容の変更」は「休日の明示を変更する場合の取扱い」と「一旦指定した勤務及び休日等の取扱い」は発生しない。

### ▼社員の執務場所はどのように示されるのか？

- ・執務場所については、勤務指定等により示す。

### ▼新幹線本部に所属する社員の「県単位での運用」に対する考え方はどのようになるのか？

- ・社員が希望する県を把握して、段階的に県単位での運用へ移行していく。社員の成長意欲に応え「他都県の事業本部や本社等へ異動になることもある」と考えている。なお、社員の運用については任用の基準に則り取り扱うこととなる。

▼住宅等手当の「別居額」における勤務箇所の定義は？

- ・社員が実際に出勤または退勤し、業務に従事する最外方の執務場所等となる。詳細については通達で示す。

▼「遠距離異動手当」における勤務箇所の定義は？

- ・勤務指定する勤務管理を行う箇所となる。現勤務箇所から新勤務箇所までの距離は通常の通勤経路で計算する。
- ・転勤等の発令に伴い、新たに住宅等手当「別居額」の支給対象となる社員については、現勤務箇所から新勤務箇所までの距離が100km未満の場合でも支給する。

※令和8年4月1日以降に発令等を受けた社員が対象となる。現行「別居手当」の支給されている社員が「別居額」に移行されても支給対象外。

▼福利厚生制度の見直しにおける「譲渡制限付自社株式給付制度」の導入において

JR東日本グループ持株会を退会している社員の取扱いはどのようになるのか？

- ・自社株式報酬制度における「譲渡制限付き自社株式」の付与は、グループ持株会に加入する社員を対象に行う。
- ・2026年1月及び7月に限ってJR東日本グループ持株会を退会者の「再加入受付」を実施する。
- ・持株会の加入は基本的には「毎月1口1,000円以上の出資」が必要となる。規約に休止申請という項目もあるが、天引きできない事態を想定しているものであり、基本的に会員は拠出を行う前提になる。

▼企業型確定拠出年金の代表者選出に関する手続きはどのように行うのか？

- ・企業型確定拠出年金の導入にあたっては、確定拠出年金法に基づき、過半数代表者の同意が必要になる。労使協議を経て適切な方法により、代表者をJR東日本の社員の中から1名選出する。

▼全社員を対象とした金融リテラシー教育の実施時期および実施方法はどのようになるのか？

- ・資産形成の基礎知識習得に向けた教育を年代や目的に応じて隨時実施していく予定である。
- ・6月に制度についての動画を配信している。11月28日にはさらに動画を配信している。
- ・現在、配信している動画閲覧は任意とし、労働時間として取り扱わない。